

刈谷イノベーション推進プラットフォーム設置要領

(名称)

第1条 本会は、刈谷イノベーション推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）という。

(目的)

第2条 プラットフォームは、刈谷市や西三河地域が持続的に産業都市として発展していくため、同地域において中小企業のスタートアップ連携促進やオープンイノベーション推進の機運醸成に主体的に実施している機関が、一体となってイノベーション・エコシステムの形成推進に取り組むことを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 関係機関 プラットフォームの目的に賛同し、プラットフォームの取組に対して主体性を持って協働する金融機関、経済団体、学術機関、行政機関等をいう。

(2) イノベーション・エコシステム 中小企業が大手企業やスタートアップ企業との繋がりや刺激等により、企業自ら新たな領域へ事業を展開させ、他の企業へと波及循環することで、成長性のある稼ぐ力と持続性のある雇用の場を生み出す状態をいう。

(3) スタートアップ企業 革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す企業及びその創業者（候補者を含む。）をいう。

(4) オープンイノベーション 企業や組織の枠に捉われず、自社以外のパートナーと連携し、共に新たな価値を創出することをいう。

(組織)

第4条 プラットフォームは、刈谷市、刈谷商工会議所、碧海信用金庫、及び別に定める基準を満たし参画の承認を得た関係機関により構成する。

- 2 プラットフォームに代表者を置き、市長をもってこれに充てる。
- 3 プラットフォームへの参画を希望する者は、刈谷イノベーション推進プラットフォーム参画申込書（様式第1号）を代表者に提出するものとする。
- 4 刈谷市、刈谷商工会議所及び碧海信用金庫は、前項の規定による提出があった場合は、協議の上、承認の適否を決定するものとする。
- 5 プラットフォームを脱退しようとする者は、刈谷イノベーション推進プラットフォーム脱退届（様式第2号）を代表者に提出し、その旨を届け出なければならない。

（取組）

第5条 プラットフォームを構成する各機関は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる取組を実施する。

- （1） 刈谷市において、新たな産業やイノベーションの創出に資する取組。
 - （2） 刈谷市に所在する、中小企業とスタートアップ企業との連携促進に資する取組。
 - （3） 刈谷市や西三河地域において、オープンイノベーション推進の機運醸成に資する取組。
 - （4） 愛知県及び関係地方公共団体、支援機関等との連携。
 - （5） オープンイノベーション推進による企業間連携の創出及び展開。
 - （6） その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事業。
- 2 プラットフォームを構成する各機関は、第2条の目的を達成するために各機関が刈谷市域で実施する事業に対し、必要に応じて協力するものとする。

（事務局）

第6条 プラットフォームに事務局を置く。

- 2 事務局は、刈谷市産業環境部商工業振興課内に置く。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プラットフォームを構成する各機関による協議の上、代表者が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 2 9 日より施行する。